

令和8年（2026年）2月20日

## 姫路市立小学校等給食室空調整備事業に関するサウンディング型市場調査実施要領

### 1 調査の目的等

姫路市（以下「本市」という。）の市立小学校（義務教育学校前期課程含む。）及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）に設置された給食室について、従来方式（設計・施工業務を個別に発注する方式）により順次空調整備を行っています。

近年の猛暑の影響により調理師の熱中症予防や、食材の衛生管理の質の向上が大きな課題となっているため、令和8年度から23校に空調を導入することを予定しています。

本市としては、学校給食の提供をなるべく止めることなく早期に空調設備の導入を図りたいと考え、DB方式（設計・施工業務を一括して発注する方式）により整備することを予定していますが、本市にとっての最適な発注とするため、民間事業者の皆様のご意見やご提案をお伺いしたいと考えます。

そこで、民間事業者の皆様との対話を通し、参入意欲のほか、効果的・効率的な整備内容、整備スケジュール、想定される諸課題や解決方法、近年の資材の調達状況等を把握させていただき、給食室へ空調設備を導入するための検討に生かすことを目的として、サウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）を実施します。

### 2 本整備事業の概要

#### (1) 対象施設

小学校等の給食室 23施設

※「別紙1 対象施設一覧表」参照

#### (2) 事業内容

調理室のほか、洗浄室・下処理室等の諸室（消毒室を除く）への冷房能力400kW/m<sup>2</sup>程度、冷暖房切替型の空調機設置を想定。また空調機設置に伴う電気設備工事（電気室改修を含む。）及び建築付帯工事も本事業に含むものとします。

#### (3) 事業開始までのスケジュール

令和8年 2月～4月 サウンディング型市場調査

令和8年度 下半期 本整備事業受託者決定（公募型プロポーザルを想定）

契約締結

整備開始

※注意 上記「2 本整備事業の概要」は、本調査の結果等により変更する可能性があります。（別紙1も同様です。）

### 3 本調査の対象者

事業の実施主体となり得る事業者

※ ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により入札参加資格の制限を受けている者
- (2) 参加申込書提出時点で、姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和 62 年 6 月 25 日制定)第 2 条又は第 3 条により指名停止を受けている者
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 暴力団(姫路市暴力団排除条例(平成 24 年姫路市条例第 49 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(姫路市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)である者
- (5) 国税、県税、市税を滞納している者

### 4 本調査での対話内容

以下の内容等についてご意見等をお伺いします。下記 5(3)により、事前のご回答をお願いします。

- (1) 事業手法について
  - ① D B 方式以外の発注手法について
  - ② D B 方式での参加実績等について
- (2) 事業規模について
  - ① 1 契約における発注規模について
  - ② 同時施工給食室数について
- (3) 空調設備の内容について
  - ① 空調の方式について(EHP 方式、GHP 方式やパッケージ型、マルチ型)
  - ② 整備する空調の能力について
- (4) 工期・整備スケジュールについて
  - ① 標準的な整備スケジュール及び給食中止期間について
  - ② 電気室改修時における停電期間の考え方について
  - ③ 埋設配管の施工について
- (5) 市内事業者の参画・活用について
- (6) 留意すべき事項・リスクについて
- (7) その他

### 5 本調査のスケジュール、進め方

- (1) スケジュール

実施要領の公表	令和8年2月20日（金）
参加申込み	令和8年2月20日（金）～3月11日（水）
対話日時等の連絡	令和8年3月16日（月）～18日（水）
対話の実施	令和8年3月23日（月）～31日（火）
本調査結果の概要の公表	令和8年4月下旬

(2) 参加申込み

本調査へ参加を希望される場合は、電子申請システムにて申請してください。

○電子申請システム（下記 URL か QR コードから申請してください。）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedure/s/apply/f01cfb9b-3255-4d72-9b03-6eb4d7e5b510/start>

※参加希望日及び時間帯を3か所入力してください。



(3) 対話内容に関する事前質問シートの提出

対話を希望する事業者は、「対話内容に関する事前質問シート」にご記入のうえ、送付期限までに下記「6 問合せ（送付）先」まで電子メールで提出してください。なお、電子メールの件名は「【〇〇】事前質問シートの送付」（〇〇は参加申込書に記載した事業者名）としてください。いただいた内容に基づき対話を実施します。

【送付期限】 令和8年3月11日（水）午後5時

(4) 対話日時等の連絡

参加申込の参加を希望する事業者に対して、実施日時及び場所等を電子メールにて連絡します。調整の結果、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【本市からの連絡】 令和8年3月16日（月）～18日（水）

(5) 対話の実施

- ・事前に提出いただいた「対話内容に関する事前質問シート」に基づき、個別に非公開で実施いたします。
- ・参加のために追加資料を作成していただく必要はありませんが、資料をご用意いただく場合は、当日計7部ご用意ください。なお、資料の返却はいたしません。

【日時】 令和8年3月23日（月）～31日（火）のうち1日（※ 土・日曜日は除きます。）

【場所】 姫路市役所（予定）

【時間】 1時間程度

(6) 本調査結果の概要の公表

本調査の結果は概要としてとりまとめ、後日公表します。公表にあたっては、参加された事業者に内容を事前に確認します。また、参加された事業者の名称は公表しま

せん。

(7) 留意事項

- ① 本調査は、本整備事業を検討するための予備的調査であり、事業内容や事業者を決定するものではありません。  
そのため、その後の事業者公募の内容が、本調査で提案された内容を強く反映された内容であっても、当該提案を行った事業者が選定されるとは限りません。
- ② 本調査への参加実績は、事業者選定の際に優位性を持つものではありません。
- ③ 市と事業者双方の発言は、あくまでも本調査時点での想定のものとし、何ら約束をするものではありません。
- ④ 本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ⑤ 必要に応じて追加対話、文書照会及びアンケート等を実施させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
- ⑥ 提出された書類は返却しません。また、調査結果の概要の公表や今後の本整備事業実施に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。
- ⑦ 本市が提出した資料は、本調査に関する検討以外の目的での使用を禁止します。

6 問合せ（送付）先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市教育委員会事務局教育総務部学校施設課（担当：瀬尾）  
電話：079-221-1581  
電子メール：[gk-plan@city.himeji.lg.jp](mailto:gk-plan@city.himeji.lg.jp)